令和８年度 IT活用事業化支援事業 ［令和8年11月版］

IT活用事業化支援事業助成金

ITを活用した新たなサービス・製品を本格的に市場に投入していくための開発を行う事業に対して助成します。



本助成金は、島根県内の事業者が、ITを活用し、自社にとって新たなサービス・製品を開発して市場投入を図る取組について、その経費の一部を助成することにより、経営の変革を後押しするとともに、新たなサービス・製品の創出を図ることを目的としています。

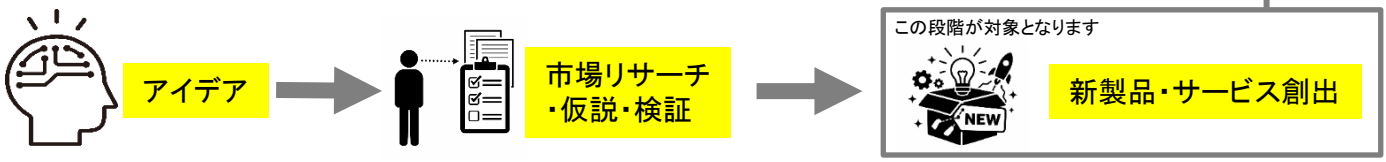
対象者

県内事業者、または、県内のIT事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム、これらを出資者とする法人、又はこれらを構成員とする組合等。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金交付の対象者となりません。

1. 令和7年度以前に本助成金の「サービス・製品開発支援事業」または「新事業創出モデル支援事業（伴走枠）」で採択された事業と同一の内容である場合。
2. 助成事業の実施期間内において、当該事業に対して他の補助金や助成金を充当する場合。

対象事業

ITを活用した新たなサービス・製品の開発および市場投入を目的とする事業。
ただし、以下の条件をすべて満たすものに限ります。
(1)自社にとって新規の開発であり、ITの活用が見込まれること。
(2)市場調査、顧客ヒアリング、試作等による検証を経ていること。
(3)開発したサービス・製品を、有償で提供(商用化)する計画であること。
(4)既存サービス・製品の機能追加や性能向上、その他これに類する改良ではないこと。



対象経費	助成率	助成上限
1. 人件費 2. 旅費 3. 事業に要する開発及び実地検証に必要な機器の購入、試作、改良、据付及び借用に係る費用 4. サービス・製品開発に必要となる外部委託費(サービス・製品開発に必要となるチラシ・カタログ・動画等の作成・印刷経費も含む) 5. その他理事長が特に必要と認める経費	1/2 以内	上限 300 万円

受付締切と審査会日程

第1回：~~令和8年7月24日（金）17時締切（必着）~~
~~審査会：令和8年8月5日（水）~~

第2回：令和9年1月18日（月）17時締切（必着）
審査会：令和9年1月28日（木）午前中

第3回：令和9年3月3日（水）17時締切（必着）
審査会：令和9年3月15日（月）午後

※募集は予算がなくなり次第終了します。

お問い合わせ先

公益財団法人しまね産業振興財団
ITイノベーションセンター（ITOC）
TEL：0852-61-2225
MAIL:itoc@s-itoc.jp

ITOC　助成金

令和８年度 IT活用事業化支援事業

IT活用事業化支援事業助成金

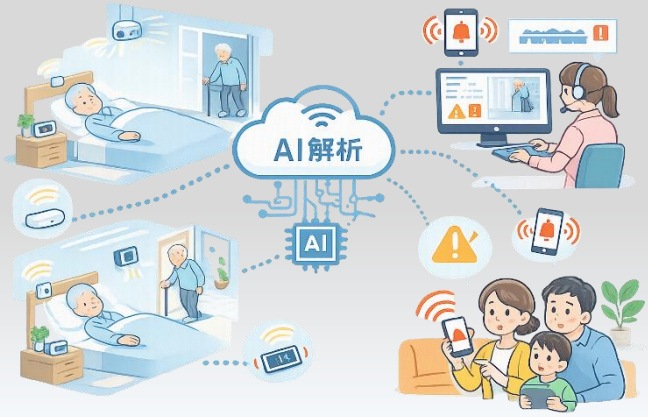
活用イメージ(例)

介護・福祉 × IT ⇒ 高齢者見守り×生活データ分析サービス

■ 提供サービス(有償)
介護施設向け月額契約
家族向けサブスクリプションサービス

■ IT活用ポイント
IoTセンサー
AIによる行動解析
クラウド通知

■ 助成金活用イメージ
センサー機器試作
AI解析システム開発



不動産・地域活性化 × IT⇒ 空き家マッチング×利活用支援プラットフォーム

■ 提供サービス(有償)
空き家掲載利用料
成約手数料
改修・利活用コンサルティングサービス

■ IT活用ポイント
AIマッチング
GIS(地図連携)
VR内覧

■ 助成金活用イメージ
プラットフォーム開発
AI推薦機能開発
VR撮影・実証
PR動画制作



- すべての経費が対象となるのではなく、助成対象となる経費は限定されています。経費として対象になるか否か判断が難しい場合は必ず下記のお問い合わせ先まで事前にご相談ください。
- 対象期間内に、発注又は契約・実施・支払いが完了する経費が対象です。
- 必要な書類などの詳細は、助成金交付要綱及び公募要領をよくお読みいただいた上で申請手続きをお願いします。
- 申請をお考えの場合は、事前に必ず下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

https://www.s-itoc.jp/support/business-support/products/products-news/1389

お問い合わせ先

公益財団法人しまね産業振興財団
ITイノベーションセンター(ITOC)　担当:雪吹・安食
〒690-0816 島根県松江市北陵町1番地 テクノアークしまね
TEL：0852-61-2225　FAX：0852-61-3322
MAIL: itoc@s-itoc.jp

ITOC　助成金

事業の詳細をあらかじめホームページでご確認ください。